

## 2 看護職賠償責任保険(個人型)

### 〈1〉保険金をお支払いする場合

看護職(看護師・准看護師・保健師・助産師)の方の業務(保健師助産師看護師法に定められた業務および介護業務)に起因して、他人の身体に障害を発生させた、または、他人の財物に損害を与えたおよび患者から預った受託物の減失・損傷・汚損・紛失・盗取などの場合に、その看護職者個人が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内で補償します。

※1 お支払対象の事故が起こった場合、その看護職は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険ではその看護職個人の帰責割合(本来負担すべき責任の割合をいいます)に応じた金額のみをお支払いすることとなります。また、病院、診療所または医師が加入されている医師賠償責任保険のお支払い対象となる場合には、医師賠償責任保険が優先して適用されます。

※2 補償(保険)期間中に事故が発見された場合のみ保険対象となります。

※3 「特定行為に係る看護師の研修制度」に基づく「特定行為」に起因する損害も保険の対象となります。

### 〈2〉ご加入いただける方

一般社団法人日本病院会の会員医療施設(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、訪問看護ステーション等)に勤務する看護職

### 〈3〉お支払いする保険金(示談・和解でも対象となります)

#### ①法律上の損害賠償金

- ・被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業損害・逸失利益など
- ・被害財物の修理費・再購入費用(時価額限度)
- ・被害者の人格権を侵害した場合の慰謝料など

#### ②争訟費用等

- ・弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用 など(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)

#### ③その他費用

- ・初期対応費用(事故現場の保存または記録に要する費用など)
- ・被害者対応費用(見舞金や見舞品購入費用)

### 〈4〉保険金をお支払いできない主な場合

次のような事故の場合は保険金が支払われませんのでご注意ください。

- ①保険契約者・被保険者の故意
- ②保健師助産師看護師法に違反して行った業務
- ③戦争・変乱・暴動・労働争議

など

### 〈5〉保険金額・保険料

(1円位四捨五入、10円単位)

(保険期間1年 一括払)

保険金額	身体障害賠償	1事故	5,000万円
		期間中	15,000万円
	財物損壊賠償	1事故	50万円
		1事故	50万円
	人格権侵害	1事故	50万円
		期間中	100万円
初期対応費用	1事故	250万円	
被害者対応費用	1名	5万円	
保険料	看護師・准看護師・保健師		2,680円/名
	助産師		3,260円/名

※自己負担額はありません。